

〈研究ノート〉

戦後の縁辺地域における住民と
協同組合による電気供給とその顛末(1)
－北海道雄武町と枝幸町を事例として－

西 野 寿 章*

The history of electricity supply by residents and
cooperative in the marginal area after World War II :
Case study of Omu Town and Esashi Town in Hokkaido

Toshiaki Nishino

(Received 17 January, 2019 ; Accepted 4 February, 2019)

Summary

In 1951, electric power companies were established by national policy for each of the nine areas. Today, electric power companies in nine areas are large scale enterprises as regional monopolistic enterprises, but when established it was impossible to supply electricity to the whole area. For that reason, in many areas where electricity was not supplied, a cooperative was established to supply electricity. This paper clarified the history of regional electrification in one marginal area of Japan.

In the research area, electric power supply was started by hydraulic power generation in 1955. However, since the entire electricity generated was not able to be digested in the area, the management state of the cooperative was not good and repayment of government funds was not smooth. Ten years later, the cooperatives needed to replace utility poles that had not been subjected to anticorrosive measures. Government and local governments funded cooperatives with poor management status, but eventually cooperatives realized the limitations of management and wanted to transfer to electric power company and in 1968, cooperatives abolished the supply of electricity to residents. The origin of the history concerning the supply of electricity in this areas was in the development process of the Japanese electricity business prioritizing economic efficiency before World War II.

* 高崎経済大学地域政策学部観光政策学科・教授

I はじめに

筆者は、市場原理で発展した第二次世界大戦以前における日本の電気事業の展開過程において、電灯会社の供給区域から除外されたり、組み入れられても、経営効率によって家屋の密集集落への点灯が優先され、家屋の散在する地域への点灯がスムーズに行われなかった山村において、内発的に地域電化を進めた町村営電気事業の地域的成立条件を明らかにしてきた。26の町村営電気が集まっていた岐阜県の場合、経済的価値の高い町村有林を有していた自治体から内発的に地域電化がなされ、住民に寄付を求めた岐阜県と長野県の事例では、基本財産の有無が住民負担額の差と地主層への依存度の違いとなって現れ、また長野県の事例では、村から住民への指定寄付金を部落有林の立木売却によって集落ぐるみで生み出して事業費を捻出した例¹⁾など、地域一斉点灯に向けて、官民が一丸となって動いていた。このようにして地域電化が達成されると、電気事業の収益が自治体の自主財源となつて、地域振興に寄与した側面も認められた。しかし、1938年の国家総動員法制定に関連して、電力国家管理法が制定され、経済統制の一環として、電気事業も統制の対象となり、1943年には、800余りあった電灯会社は9つの地域ブロック毎に設置された配電会社に集約され、内発的に創設され、経営された町村営電気事業は消滅した。

明治以降、北海道は広大な土地が開拓され、地域が形成されてきた。電気事業は札幌市や小樽市、函館市、旭川市などを中心として電灯会社が発達し、苫小牧町などでは製紙産業と電気事業が密接な関係の中で発達していた。しかし、広大な北海道ゆえに、全域に電気が届いていたわけではなかった。札幌通信局が作成した1936年現在における北海道

の電気事業者別供給区域図によると、電力空白地域は、宗谷地方、天塩地方、上川地方、根室野付地方、十勝地方、勇払地方、余市地方、渡島半島などに見られる。その際、本稿で対象とする雄武町や枝幸町がそうであったように、電灯会社の供給区域に組み込まれていても、市街地だけに電気が供給され、周辺部には電気が供給されていなかったケースが多かったものと考えられる。

管見によれば、戦前の北海道の電気事業の状況について、唯一まとめた論考は、道庁職員だった吉田 博がまとめた論考であった。それによると、1940年頃において電灯設備のない村は、占冠村をはじめ、赤井川村、焼尻村、穂別村、宗谷村など15村で、産業組合による電気利用組合事業は、東山村、鷹栖村、左右府村にあった。電動機は、穀物調整及加工用が最も多く、出力では灌漑用が最も多かったとされ、ラジオの普及は札幌市や帯広市、旭川市などの都市部で高く、鉾山地、水田地帯、畑作地帯、漁村地帯、主畜経営地帯、山村地帯へと向かうに従い低くなっており、農村部の電気料金は、都市部よりも高くなっていた⁴⁾。

筆者は、先の論文において、北海道に次いで未点灯戸数の多かった岩手県における戦後の電化過程をまとめた。岩手県では、山間部を中心に未点灯集落が多く点在し、1954年における県全体の未点灯率は6.5%となっていた。1949年には岩手県独自の小水力発電に対する県単補助政策が始まったが、1950年以降の政府援助によって1968年にはほぼ全県電化を達成した。政府援助の中でも、アメリカの農村電化方式をモデルとして1952年に制定された農山漁村電気導入促進法は、農林漁業金融公庫が初期投資費用を農林漁業団体に融資する仕組みによって、未点灯地域の解消に大きく貢献したが、地域電化は

1951年に発足した東北電力の負担を抑制し、受益者負担、地域負担によって推進された。その地域電化は、地産地消的に小水力発電所、風力発電所を建設するケースもあったが、ほとんどは最寄りの東北電力の送電線に接続する受電方式によった。地域の電気事業者が地域に供給する地産地消型の地域電化は、1951年の電力再編成後は認められず、仮に発電しても、電力会社に売電しなければならなかった。小水力発電が多く建設された中国山地においても、事業者である農業協同組合は、中国電力に売電していた。

北海道における地域電化も、ほぼ岩手県と同様に進められたが、本稿で紹介する北海道北東部のオホーツク海沿いに1961年に設立された雄武枝幸町電気組合は、1951年設立の雄武町電力利用農業協同組合と1952年に設立された枝幸町電力利用農業協同組合を統合した雄武枝幸町電力利用農業協同組合を前身とし、実質的には町営電気事業として、1968年の一般供給の北海道電力への移管が完了するまで地域住民に電気を供給し続けていた点で特異だった。戦前の山村地域に多く存在した町村営電気事業と酷似し、9電力以外は配電することができなくなった戦後において、戦前の町営電気事業の形態が日本の縁辺地域で密かに復活していた。それは、経営効率だけを優先した戦前の電灯会社の経営姿勢が反映された歪な配電構造を、地域が補完して、矯正せねばならなかったからであった。

本来なら、当時発足していた北海道電力が地域電化を進めるべきであったが、発足して間もない北海道電力にそうした体力は無く、むしろ9電力は政策的に保護され、結果として地域住民、行政、農業協同組合が一体となって地域電化に対応せねばならなかった。しかし、その経営は多難を極め、債務償還に苦しむ自治体と受益者負担が住民を苦しめた。本

稿は、史資料を元に、雄武枝幸町電気組合の設立と解散までをまとめ、戦後の地域電化史を紐解く一助としたい。

II 戦後北海道における地域電化の取り組み

1947(昭和22)年、1948年頃の未点灯戸数は全国で30万戸と推定され、1948年における10戸以上の集落の未点灯調査結果によると、全国の未点灯戸数は20万9,660戸であった。この時点における北海道の10戸以上の集落の未点灯戸数は8万4,341戸と、9電力の前身である9配電会社別では、北海道配電が最も多くなっていた。⁶⁾

第1表は、戦後北海道における未点灯家屋

第1表 戦後北海道における未点灯電化実績
(戸)

年度	発電	共同受電	一般供給
1945			1,645
1946			4,347
1947			15,272
1948	1,567	} 3,013	31,197
1949	1,904		6,322
1950	1,884		4,817
1951	1,544	} 6,942	2,196
1952	2,528		2,202
1953	3,050		1,930
1954	2,835	3,855	1,503
1955	290	3,863	3,144
1956	40		1,234
1957	1,604	4,469	465
1958	1,473	4,863	1,166
1959		1,620	999
1960		2,856	2,216
1961		3,956	2,512
1962	11	4,462	2,288
1963		4,711	1,488
1964		3,459	1,016
1965		1,740	367
計	18,730	49,809	88,326
	68,539		

出所：札幌通商産業局「北海道の辺地における自家用電気施設の実態と対策 辺地電気施設実態調査報告書」、1966。

の電化実績である。それによれば、1945年度から1965年度までの21年間に点灯された世帯数は15万6,865戸となっており、その内、北海道電力の一般供給によって電化された世帯数は8万8,326戸、後述するように農業協同組合などが助成金の受け皿となって発電、共同受電によって電化された世帯数は6万8,539戸となっている。北海道では、電化促進のため、1949年度より200W以下の自家用小水力施設を対象として、発電施設費に対して2分の1の道費助成を行い、1953年度まで100箇所、送出力合計5,021kWに対して2億5,500万円を交付して18,400戸が電化されたが、1961年時点において、なおも3万5千戸が未電化のままであった。

北海道は、その地域特性から独自の無灯家の解消政策を展開し、1949年度から1953年度までの間では、小水力、小火力発電所の施設に道費助成を行っていた。1950年度より農山漁村の電化事業に対し、国の農林漁業資金の融資が1953年に設立された農林漁業金融公庫によって行われるようになり、1951年度からは北海道への入植者住宅の電化に対して国費と道費の補助が行われ、1958年度までに148地域7,184戸に対し国費及び道費1億1,200万円が交付されたが、既存の農家は対象から外されていた。この間の1952年からは、アメリカの農村電化方式をモデルとした国の農山漁村電気導入促進法の制定に伴って、既存農家も含めて地域電化が加速した。

ところで戦後の地域電化の方法には、大きく一般受電と共同受電による方法があった。北海道の場合、北海道電力から電気の供給を直接受ける一般受電は、北海道電力が未点灯集落電化工事実施基準に基づいて工事を実施し、その対象は、電灯需要の場合は1戸当り工事費が55,000円、動力需要の場合1kW当

り工事費が33,000円の範囲内であって、電気料金年間収入予想額が総工事費の12%以上であるものに限定していた。この基準から外れると、共同受電方式か、他の方法で地域電化を進めねばならなかった。一方、共同受電は、配電条件が悪いため一般受電で電気を付けることができない場合、農業協同組合等の農林漁業団体が配電施設を建設し、最寄りの北海道電力の送電線から地域や集落への引き込み線を施設して一括電気を購入し、組合員各戸に電気を供給する方法で、概ね20戸以上であれば、この方式を用いることができた。第1表の共同受電は、この方法で電化された。一方、第1表によると、発電によって電化された分が1万8,730戸にのぼっている。これらは、一般受電も共同受電も不可能な地域において、水力や火力による発電所を建設し、電気供給を行ったものであった。

第2表には、戦後、北海道において発電施設を所有して、地域電化を行った農業協同組合をまとめたものである。それによると、北海道では7つの農業協同組合と2つの漁業協同組合が発電所を建設して、地域電化を行った。表中の電利農協とは、農業協同組合が電気事業に取り組む際、本来の農業協同組合組織とは別に受益者を出資者として電力利用農業協同組合を設置したケースで、第2表から、雄武枝幸町電気利用農業協同組合と穂別町電気利用農業協同組合は、発電所の出力が他と比べて、格段に大きいことがわかる。また電気料金についてみると、すべての協同組合において北海道電力の一般供給料金よりも高くなっており、足寄町農業協同組合のケースでは、北海道電力の777%増の高料金、高負担となっている。これは、ほとんどが小規模であり、組合員1戸当りの建設費が高くなったからだと考えられる。

1951年に、地域独占、発送配電一貫体制

第2表 農業協同組合と北海道電力電気料金比較

借入組合名	受益者数			電源	発電出力		20 kWh 使用時の年間負担		(A)
	組合員	員外	計		kW	電気料金	賦課金・償還金	計(A)	北電料金(3,600)
雄武枝幸町電利農協	1,375	181	1,556	水力	960	4,680	0	4,680	130%
船泊漁協	577	103	680	火力	200	5,100	0	5,100	142
羅臼漁協	967	242	1,209	水力	250	5,280	264	5,544	154
穂別町電利農協	1,130	387	1,517	水力	1,640	5,280	475	5,650	157
清里農協	222	20	242	水力	57	8,100	0	8,100	225
大樹町農協	639	84	723	水力	200	5,400	8,400	13,800	383
川西農協	486	81	56	水力	160	6,900	10,270	17,170	477
忠類村農協	159	11	170	水力	36	3,600	15,080	18,680	519
足寄町農協	193	141	334	水力	140	9,600	18,370	27,970	777

資料：農林漁業金融公庫「北海道に於ける農山漁村電気導入事業の実態とその問題点」, 1963, 所収資料より抜粋して作成。
 注1) 借入組合名と運営組合が異なる場合がある。表中では、清里農協は清里町小水力運営委員会が運営し、大樹町農協は大樹町電力利用農協、川西農協は川西電力利用農協、忠類村農協は忠類村電力利用農協、足寄町農協は足寄町電力利用農協が運営していた。

2) 表中の電利農協とは、電力利用農業協同組合の略。

の9電力会社体制が築かれ北海道電力が設立されたものの、北海道電力の負担となる地域の電化は、国や北海道、農山漁村電気導入促進法による融資によって行われたのであった。

III 終戦直後の雄武町と枝幸町における電気供給への対応

(1) 地域概況

オホーツク沿岸に位置する雄武町は紋別郡、枝幸町は枝幸郡に属し、現在の北海道総合振興局の地域割では、雄武町はオホーツク総合振興局、枝幸町は宗谷総合振興局に属している。国勢調査結果によると、1947(昭和22)年における雄武村は1,357世帯7,518人、枝幸町は1,489世帯7,662人であった。雄武村は1948年に町制を施行した。両町共、農業と漁業が主産業であった。戦前、雄武町は金山開発が盛んに行われたが、戦時中の1943年には休山となり、戦後に再開されることはなかった。1955年の雄武町の産業別就業人口割合は、農業29.4%、水産業17.2%、水産加工を含む製造業8.4%となっ

ていた。農業では、飼料用作物、馬鈴薯の栽培が盛んであった。漁業は、1954年頃までニシン漁とシャケ漁が盛んであったが、資源量の減少により毛ガニ、タラ漁へと変化した。雄武町、枝幸町は、冬季に流水が接岸し、出漁は不可能となる。1935年には鉄道が開通していたものの、隔絶性の高い地域であった。そうした地理的条件は、電気供給の面でも条件が悪く、北海道電力への切替が行われたのは1968年のことであった。本稿で紹介する雄武町と枝幸町共同の電気事業は、戦前の配電構造ならびに9電力が国策として発足したものの電力会社の資本力の脆弱性によって、地域が対応せざるを得ない状況の下で取り組まれたのであった。⁸⁾

(2) 終戦直後の電気普及状況

戦前、雄武町には、1928(昭和3)年に認可された雄武水力電気(本社・札幌市)が、1932年から電気供給を開始していた。1939年の電気協会『第30回電気事業要覧』によると、雄武水力電気の発電規模は落成電力100kWで、電灯取付数1,460個、電力契約kW数100.7kWとなっており、雄武村418世帯に

電気を供給していた。機械類は寄せ集め品の発電所であったため出力は計画のように出ず、僅か25kWに制限され、この制限は1934(昭和9)年に解けたものの、発電所から需要の中心まで25kmもあったことから効率的ではなかった。1933年現在では電灯取付個数715灯と少なかったが、昼間は動力用電気を送って業績は悪くなかったとされる。1942(昭和17)年10月1日に国策会社であった北海道配電に買収され、消滅した⁹⁾。終戦直後における雄武町の電灯普及率は不明であるが、1935年国勢調査結果によれば、雄武村は1,180世帯であったことから、雄武水力電気による電灯普及率は35.4%に留まり、終戦直後の普及率も同程度であったと思われる。

一方、枝幸町は、枝幸電気が1917(大正6)年に設立が許可され、1919年から電気供給を行っていた。当初は、20kWの内燃機関発電による小規模な電灯会社であったが、1919年には北海道電気に社名変更し、1920年には他社と合併して北海道電灯となり、1934(昭和9)年には大日本電力となった¹⁰⁾。後述する電力農業協同組合が1952年に発出した陳情書に「枝幸町の電化状況は、総戸数1,841戸の内、役場所在地の936戸が電化されていますが、以外の地域は未だその恩恵に浴し得ず文化生活に程遠い実情に置かれております」と述べられており、これを用いると電気普及率は50.8%程度だったと推定される。北海道では、戦後復興に加え、全国からの入植者が増加したことにより、電気の普及は重要であったが、その普及は容易ではなかった。

(3) 旧幌内川水力発電所の再建と電力利用 農業協同組合の設立

戦前の雄武村の市街地には、雄武水力電気が電気供給を行っていたが、もう1社、幌内川発電という会社があった。戦前の電気事業

要覧の最終版(1943)には幌内川発電株式会社と記載され、1938年に設立が許可されているが、未開業となっている¹¹⁾。雄武水力電気は、1939年、出力増強のために雄武町と枝幸町の境界近くを東西に流れている幌内川にダム建設を行い、出力264kWの水力発電所の建設を計画し、工事を進めていたが、1940年の竣工直後に水力発電所本屋が火災に見舞われ、加えて、1941年6月の豪雨によってダムの堰堤が決壊して、下流の住民60名が犠牲となる大惨事が発生している¹²⁾。雄武水力電気は、大惨事の翌年の1942年10月1日には、国策会社である北海道配電に出資して消滅していることから、幌内川発電は設立されないまま終戦を迎えたものと考えられるが、幌内川の発電所計画は、戦後の地域電化計画の中で活用されることになった。

前述したように、戦前の雄武町、枝幸町の電気供給は、市街地のみに電気が供給され、そうした供給状態のまま、北海道配電、そして北海道電力へと引き継がれたものと考えられる。それゆえに、既存の農家への配電、入植者の入った農村部や開拓集落、漁村の電化は、戦後復興の中の重要な施策の1つとなっていた。電気供給を受けていた市街地においても、戦前の設備のままであった。雄武町では、電源開発が町民の大きな要望となり、幌内川ダム決壊犠牲者慰霊のために、幌内川発電所再開運動が活発に展開されるようになった¹³⁾。

雄武町における電源開発の動機について、「雄武・枝幸電気事業の沿革」(発行年不詳)は「雄武町は、戦後国土開発並びに北海道開発の脚光を浴びて、開発振興計画の先鋒となって開拓、酪農、林業、漁田開発等広範な分野に亘ってその事業が展開されてきたのである。併しその原動力である電力事情は極めて悪く所謂北電のローソク送電時代であって

地域開発の新規需要に応ずることは到底困難な状況にあった。一面農村地帯の大半は無点灯部落であってその解消と電化促進は雄武町の一大懸案事項となっている。斯かる状況下にあったので電源開発の機運が次第に造成され、雄武町総合開発促進のため又幌内川ダム決潰犠牲者慰霊のために幌内川発電所再開運動が活発に展開されるに至ったのである」と述べている。

幌内川発電所の再開については、幌内川発電取締役であった柴山武四郎氏が旧幌内川ダム及び既存施設を活用して1,000 kWの発電所を再開するため、1949年10月31日に雄武町議会に請願し、議会はこれを承認した。しかし、1950年11月24日に、1942年4月に設立された配電会社から始まった供給区域独占法定を維持したまま、ポツダム政令による公益事業令と電気事業再編成令が交付されたのに伴い、9電力以外は配電できないことになったことから、計画が実現されなかった。そこで、町と町議会は幌内川発電所の再開を協議し、町長が発起人となって雄武町電力消費生活協同組合を設立し、再開運動を開始した。¹⁴⁾ 雄武町電力消費生活協同組合を設立したのは、幌内川発電所再開の陳情活動を行う中で、電力再編成に伴い、幌内川発電所が再開されたとしても電気は全て電力会社に売電しなければならないことになることを知った柴山氏が雄武町長に「此際竿頭一步を進めて、雄武町電力消費組合を結成して(北海道電力から)供給を受けるという事にならなければ真に地元の為になると云ふ訳には不成と被存候¹⁵⁾」との書簡を送付したことに反応したものであった。

北海道では、1949年度より200W以下の自家用小水力施設の発電施設費に対して2分の1の道費助成を行っていた。雄武町は、この道費助成を申請しようとしたが、生活協同

組合では助成を受けられないことが判明し、1951年4月に雄武町電力利用農業協同組合(以下、雄武町電農とする)を設立した。¹⁶⁾ 組合員数794名、出資金300万円の雄武町電農は、「この組合は組合員が協同して電力を合理的に使用し農村工業の振興と経済的地位の向上を図り併せて国民経済の発展に寄与する」ことを目的とし、創立当初は、農村関係者によって構成されたが、全町を母体として自己資金の造成とその協力体制を確立する必要が生じ、正組合員資格を家畜一頭及び鶏十羽以上、畑一反歩以上とし、施設利用者を準組合員として全町的にその加入を促進した。

雄武町電農への農林漁業金融公庫からの農林漁業資金8,190万円の融資が決定し、幌内川ダム、発電所の再建が始まることになった。雄武町電農の工事認可申請を受けた北海道知事は「最近における本道電力事情より考えても極めて適切な計画であり治水、利水上並びに漁業上も別段支障ありませんので今日までの経過報告をかね変更認可申請致しますから至急認可されたく関係図書を添え稟伺します¹⁷⁾」と建設大臣にお伺いを立てている。

しかし、ダム堰堤の設計に問題が生じて、工期が延期されようとしていた頃、隣接した枝幸町も小水力発電所(出力500kW程度)の建設計画を出願するところであった。北海道は、雄武町電農が申請している幌内川発電所の出力が柴山氏の計画を踏襲した1,000kW規模(最大出力960kW)であることから、発電所建設事業を雄武町と枝幸町の共同事業として行うように勧めた。これを受け、枝幸町では1952年2月に組合員数790名、出資金204万円の枝幸町電力利用農業協同組合(以下、枝幸町電農とする)を設立し、1952年3月に雄武町電農と枝幸町電農は「覚書」を交わしている。

その内容は、「現在雄武が幌内川に於いて

施工中の発電所は今後両者共同にて之を施行する。但し、送配電に関する諸工事は雄武枝幸各自の負担に於いて施行する、「両者協同にて施工する発電所総工費の内枝幸の分担額は金五千参百万円也とし之が分担方法は本事業に対しての融資償還の年次表に依り両者歩調を合わせて償還に当たるものとする」、「負債完済後の発電施設は両者共有のものとする」、「完成後に於ける運営は両者円満なる協定の許に共同運営をなすものとする」、「雄武が現在施設の他に枝幸はその負担に於いて尚五百キロワット水車及発電機壹基を据付くるものとす。但しこの水車及発電機据付けの費用は金壹千五百万円也として雄武は之が購入につき斡旋をなすものとする」、「本施設に対する固定資産税は負債完済迄は雄武町が之を免除する様雄武に於いて努力すること」(原文のまま)というものであった。このようにして、雄武町電農と枝幸町電農の共同事業として幌内川発電所の再建が行われ、両町に電気供給が行われることになった。

なお、電力利用農業協同組合は、集落を単位として電気供給を行った戦前の電気利用組合がそのまま残存して、1950年の産業組合法の廃止、農業協同組合法制定に伴い、引き続き、高度経済成長期まで電気供給を行っていたケース¹⁸⁾が見受けられるものの、ダム建設を伴った水力発電所を建設して地域に電気供給を行った電農は、管見によれば雄武町と枝幸町の共同事業並びに北海道穂別町の2つのケース¹⁹⁾に留まる。

(4) 建設費用の調達

前節の通り、当初、雄武町単独で実施しようとした発配電計画は、雄武町電農と枝幸町電農の協同事業として取り組まれることになった。幌内川発電所は、最大出力960kW、常時330kWの規模となって、電灯は雄武町

650戸、枝幸町906戸の計1,556戸に、電動機用電力は両町合わせて18件に供給されることになった。ダム建設を伴った水力発電所の建設ならびに送配電施設の建設工事の総額は5億1,870万円余りとなり、その資金調達計画の内訳は自己資金1,015万円余り、借入金4億1,710万円余り、補助金3,230万円であった。この内、自己資金は、町財政からも支出されたが、雄武町700万円、枝幸町708万円は、電農組合員の出資金とされた。また借入金の内訳は、農林漁業金融公庫から融資を受けた農林漁業資金3億7,060万円(雄武1億8,049万円余り、枝幸1億9,010万円余り)、拓殖銀行からの借入金4,950万円余り(雄武3,588万円余り、枝幸1,361万円余り)、起債1,500万円(雄武枝幸共750万円)、両町からの補助金3,230万円(雄武1,200万円余り、枝幸2,029万円余り)となっており、受益者1戸当りの負担額は17,500円に達していた²⁰⁾。

幌内川発電所は、1955年1月末に完成し、同年2月18日から電気供給が開始された。発電された電気は、正組合員、準組合宅へ供給されたが、余剰電力は北海道電力に売電された。電農が水力発電所を建設し、電気供給を行うことになったとはいえ、雄武町と枝幸町のバックアップなしに、この大事業を成し遂げることは不可能であった。行政のバックアップは、前述の起債と補助金のほか、1955年に枝幸町にある国有林の払い下げを受け、雄武町と枝幸町の共有林を設定して、農林漁業金融公庫からの借入金の担保としたほか、電農への補助金3,230万円の内、1,500万円は両町が共有林を売却して補助している。

総額5億1,870万円余りの約10%は自己資金として調達され、その内訳は組合員出資金27.3%、町出資金28.7%、負担金23.8%、町繰替金19.7%などとなっていた。組合員出資金は、各電農の組合員からの出資金である。

戦前の町村営電気の中には、指定寄付金として住民から創立費用の一部、あるいは全部を所得に応じて調達した例があったが、戦後の雄武町、枝幸町でも、同様の方法がとられていた。

(未完)

〔注〕

- 1) 西野寿章「戦前の山村における町村営電気事業の展開と地域的条件－岐阜県を事例として－」, 産業研究 (高崎経済大学地域科学研究所紀要) 53-1・2, 2018, pp.1-19.
- 2) 西野寿章「戦前の山村の電気事業計画における財政構造と住民負担－岐阜県旧宮村と長野県旧三穂村を事例として－」, 産業研究 (高崎経済大学地域科学研究所紀要) 54-1, 2018, pp.1-26.
- 3) 西野寿章「戦前の村営電気事業の成立過程と部落有林野－長野県上伊那郡中澤村を事例として－」, 地域政策研究 (高崎経済大学) 8-3, 2006, pp.103-118.
- 4) 吉田 博「北海道に於ける農村電化の問題 (一) (二) (三)」, 北海道農会 41-487・490・491号, 1941, pp.22-30, pp.24-41, pp.75-81.
- 5) 西野寿章「戦後の岩手県における山村地域の電化過程についての覚え書き」, 地域政策研究 (高崎経済大学) 19-4, 2017, pp.189-207.
- 6) 僻地未点灯解消記念会編『へき地未点灯解消のあゆみ』, 僻地未点灯解消記念会, 1967, p.27. なお、福井県は未報告だったことから未集計となっている。1947年の北海道の世帯数は72万2,226戸であったことから、およそ11%が未点灯のまま終戦を迎えたことになる。ただし、これは10戸以上の集落における未点灯戸数であるので、実際はこれ以上の未点灯戸数があった。
- 7) 北海道商工部電気事業課「北海道における僻地電化の現況と問題点」, 1961, p.9. これによ

ると、1959年3月末時点における北海道の未点灯戸数は市部5,468戸、郡部30,096戸、合計35,564戸となっており、地域別では十勝地方が最も多く、次いで上川、網走の順となっている。また1958年7月現在の北海道の小中学校校内、市部では59校、郡部では354校が無電灯の状況にあったことには驚かされる。

- 8) 雄武町における地域電化史は、『雄武町の歴史』(1962)と『雄武町百年史』(2006)の中で詳しく取り上げられているが、枝幸町は『枝幸町史上巻』(1967)と『枝幸町史 下巻』(1971)においては、電気事業に全く触れられていない。こうしたことから、本稿の記述の中心は雄武町となるが、枝幸町の対応についても、史資料を援用しながら述べていくことにする。なお、本稿で用いる諸資料のほとんどは、特記しない限り雄武町立図書館に保存されている資料である。
- 9) 北海道電気事業編纂委員会『北海道電気事業史』, 北海道電気協会, 1978, pp.102-103.
- 10) 前掲9), pp.83-84.
- 11) 雄武町『雄武町の歴史』(1962年)には、雄武水力電気は1935年に経営上の問題から「配電区域も含めて20万円で北海道電力株式会社に売却し、さらに10万円を増資して有望な幌内川発電事業に乗り換えることになった」(p.889)とあるが、1935年当時、北海道電力という会社は存在していなかった。1943年発行の『電気事業要覧』の最終版には、雄武村には雄武水力電気が供給し、幌内川発電は未開業となっている。両者の経営者は同一人物であることから、幌内川発電の構想はあったと思われるが、その実態はわからない。
- 12) 雄武町『雄武町の歴史』, 1962年, pp.889-893.
- 13) 前掲12), p.894.
- 14) 前掲12), p.894.
- 15) 前掲12), p.894.
- 16) 前掲12), p.895. これは、1950年度より農山

- 漁村の電化事業に対し、国の農林漁業資金の融資が行われるようになり、その受け皿が農業協同組合であったことによるものと考えられる。
- 17) 国立公文書館所蔵「幌内川（雄武発電所）における発電水利使用変更並びに工事実施について」1951（昭和26）年10月23日。
- 18) 例えば、現在の岐阜県郡上市石徹白では、1925（大正14）年に産業組合法に基づいて保証責任・石徹白電気利用組合を設立した。1950（昭和25）年の産業組合法廃止に伴い石徹白電気農業協同組合を設立して、北陸電力の供給を受ける1956年まで経営を続けた。
- 19) 第2表に示したように、北海道では穂別町電農が最も発電規模が大きかった。当初は鉄道建設工事用電源からの受電によって市街地が点灯したが、戦後、町営電気事業計画が持ち上がり、雄武町と同様に穂別町電力利用農業協同組合を設立して、最大出力500kW、最終的には最大出力1,600kWの水力発電所を建設した。町は町有林の大半を農林漁業資金借入の担保とした。しかし、水力発電所建設工事が難工事であったことから工事費が嵩み、農林漁業資金の返済に困窮し、1967年度から6ヵ年計画で北海道電力へ移管を進め、1972年度に移管を終え、電農は解散している（穂別町史編纂委員会『新穂別町史』、穂別町、1991、pp.636-667）。穂別町の事例は、本稿で対象としている雄武町枝幸町のケースと類似している。
- 20) やるぞう.net (<https://yaruzou.net> 最終閲覧日2019年1月15日)の物価変動率による2017年価値への換算結果によると、1955年における17,500円は、5.95倍の104,068円に相当すると計算結果がある。
- 21) 共有林面積は603.7621ha、立木は適正伐期齢級以上のトドマツほか17種67,115本、材積323.985石、適正伐期齢級未満のトドマツほか8種246,651本、材積72,626石となっている（北海道立文書館資料）。1963年に枝幸町が雄武町分を買収して枝幸町有林となった。雄武町には、共有林の特別会計が1964年まで開設されていた。